

意見 No.	頁	行	ご意見等	回答案
1	16	9～ 11	<p>本部分に下記のとおり文言を追加する。 「安全面から放獣体制の整備は重要である。また、ニホンジカやイノシシの捕獲圧を高める上でも、特にクマ類の錯誤捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る必要がある。事故防止に関わる指針として「クマ類の放獣に関するガイドライン」(哺乳類科学55巻2号)を日本哺乳類学会が示しているのを参考にできる。」 錯誤捕獲されたクマ類の放獣は、十分な体制と準備なしに行うことは、作業者にとっても周辺住民にとっても危険であるため、単に「放獣体制の整備を図る必要がある」との記載ではなく、具体的な参考資料を示しておくべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、20ページ9～11行において、「安全面から放獣体制の整備は重要である。また、ニホンジカやイノシシの捕獲圧を高める上でも、特にクマ類の錯誤捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る必要がある。事故防止に関わる指針として「クマ類の放獣に関するガイドライン」(哺乳類科学55巻2号 https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalienscience/55/2/55_289/_article/-char/ja/)を日本哺乳類学会が示しているのを参考にできる。」と修正します。</p>
2	20	16 (あ る い は 18 ペ ー ジ 23 行)	<p>本編部分においてもメスの捕獲の重要性(捕獲の促進・メス捕獲数の目標設定)について記載すべき。 ニホンジカの個体数管理にはメスの捕獲がとて重要であるため。参考資料では指摘されているが、本編部分には明記されていない。</p>	<p>御意見を踏まえ、18ページ28行を「両計画の目標捕獲頭数の多い方に目標値を設定することが望ましい。特に、個体群の増加を抑制し、生息密度を低下させるにはメスを主に捕獲することが肝要である。両計画の目標捕獲頭数に関する情報共有を十分行うことは最低限の必須事項とし、両計画の協力により目標達成を図る必要がある。」と修正します。</p>
3	19～ 24		<p>錯誤捕獲の現状をご確認・ご認識ください。 H17年の法改正によりくくり罠に締付け防止金具の装着が必須になっていますが、締付け防止金具がどのようなものか十分に認識されていないと考えます。この為、適切な構造のくくり罠が使用されていない状況にあります。締付け防止金具を装着する理由は、必要以上に小さく締まる事による獣への損傷を軽減する事にあると考えています。 しかし、「鳥獣保護法の解説」執筆者は鳥獣保護管理研究会、発行所は株式会社大成出版社(改定4版)において、「締付け防止金具」は、くくり罠の輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具(72ページ参照)と説明されています。この説明では、「くくり罠の輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具」のみを使用し、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」を装着しないくくり罠でも法定狩猟具と見做されます。獣がくくり罠に掛った場合獣は必死に逃げようとするので、「くくり罠の輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具」だけでは、くくり罠は必要以上に小さく締まり、獣へ重度の損傷を与えるのは明白です。 ところが、締付け防止金具を前記鳥獣保護法の解説の説明の通りに解釈している自治体が多数あります。 錯誤捕獲を防止する事は非常に重要と考えますが、現状は錯誤捕獲された獣が重度の損傷を負わされている事をご認識いただき、締付け防止金具を明確に規定(法定猟具、非法定猟具の例を図示するのが分かり易い)いただき、鳥獣保護管理室から全都道府県知事へ通知頂ければ幸いです。</p>	<p>締付け防止金具については、仮に錯誤捕獲があった場合には、当該個体の損傷を軽減するためのものであり、少なくとも「容易に輪を広げられる金具」か「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」のいずれかが装着されていることとされています。 なお、上記の解釈については、都道府県に対して通知済みです。</p>